

令和7年度 第2回 堺市男女平等推進審議会（第49回）会議録

1、会議名称

令和7年度 第2回 堺市男女平等推進審議会（第49回）

2、開催日時

令和8年3月18日（水）10時30分～11時30分

3、開催場所

堺市役所本館3階 大会議室1

4、出席者

審議会委員（敬称略）

○対面出席・内藤葉子（内藤委員、内藤会長）

・池辺真紀（池辺委員）・大井真基子（大井委員）

・大島幸恵（大島委員）・加藤伊都子（加藤委員）

○WEB出席・柏原秀和（柏原委員）・櫻井一宇（櫻井委員）

・島尾恵理（島尾委員）

事務局【ダイバーシティ推進部】

・永木ダイバーシティ推進部部理事（男女共同参画推進担当）

（永木部理事）

【ダイバーシティ企画課】

・脇田ダイバーシティ企画課課長（脇田課長）

・甚野ダイバーシティ企画課参事（女性活躍推進担当）（甚野参事）

・山道企画係長（山道係長）・井上男女共同参画推進係長（井上係長）

・米須職員（米須職員）・安澤職員（安澤職員）

※以下の発言内容については、カッコ内の表記とする。

5、欠席者（敬称略）

・林英男（林委員）・平野孝典（平野委員）

6、傍聴者

1人

7、議事

案件 ・次期さかい男女共同参画プランの策定について

報告 ・男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書について

8、会議録

○井上係長 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、第49回堺市男女平等推進審議会を開催いたします。開会に当たりまして、ダイバーシティ推進部部理事の永木から御挨拶申し上げます。

○永木部理事 本日は、お忙しい中、堺市男女平等推進審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より本市の男女平等社会の形成の推進に当たり御尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

今般、本市における男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めるための基本計画であります次期さかい男女共同参画プランの策定について、御審議をお願いいたく存じます。今回諮問いたしました次期プランは、行政のみならず地域や企業、様々な主体が連携して取り組むべき課題と考えております。社会情勢が大きく変化する中で計画の実効性を高めるためには、委員の皆様の豊富な御経験と専門的なお立場からの御意見が不可欠です。どうか率直で建設的な御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、短い時間ではございますが、最後までどうぞよろしく願いいたします。

○井上係長 会議開催に当たりまして、本日の出席委員は、オンライン参加を含め8名でございます。全委員10名の半数以上の出席がございますので、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則第4条第2項」の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、資料の御確認をさせていただきます。

次第、資料1、資料2、委員名簿、諮問書（写）、第5期プランに係るに係る資料一式です。過不足はございませんでしょうか。

なお、本日御審議いただきます内容は、会議終了後会議録を作成し、市政情報センター等において公開いたします。

また、本日の審議会の傍聴者は1名でございます。

傍聴の皆様におかれましては、事前にお配りいたしました傍聴における遵守事項を御確認いただき、御協力をお願いいたします。

これより、議事に入らせていただきます。議事進行は内藤会長をお願いいたします。では、会長、よろしく願いいたします。

○内藤会長 ただいまから議事進行を担当させていただきます内藤です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、市長から当審議会に対する諮問をいただきました案件につきまして審議してまいります。

次第2、案件（1）次期さかい男女共同参画プランの策定について、事務局から説明してください。そ

の後、御意見、御質問をお願いいたします。

○安澤職員 案件1、次期さかい男女共同参画プランの策定について御説明いたします。お手元の資料1を御覧ください。オンラインで参加の方は画面共有させていただいておりますので、そちらの資料を御確認ください。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、第5期さかい男女共同参画プランのもと、様々な施策に取り組み、その実施状況等を毎年度報告書として取りまとめています。前回の本審議会におきましても、委員の皆様から多くの御意見をいただいたところです。

本資料では、現行の第5期さかい男女共同参画プランが令和8年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、令和9年度を始期とする次期さかい男女共同参画プランの策定に当たり、第5期さかい男女共同参画プランの取組成果や課題、策定以降の法改正等を整理しましたので、御説明させていただきます。

まず（1）計画の概要でお示ししていますとおり、第5期さかい男女共同参画プランは、市町村男女共同参画推進計画、女性活躍推進計画、DV防止基本計画を併せ持つ計画となっています。施策体系、基本理念等は記載のとおりとなっております。

続きまして、（2）第5期さかい男女共同参画プランの振り返りでは、基本方針ごとに設定したKPI（重要業績評価指標）を中心にこれまでの取組成果を整理しました。なお、今回は第5期さかい男女共同参画プランで新たに設置したKPIを中心に整理しております。概ね第5期プランの策定当初から改善しており、市の審議会等委員の女性比率や、市の男性職員の育児休業取得率は、現時点で目標を達成しております。

一方で、性犯罪認知件数やDV被害者のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」方の割合など、ジェンダーに基づく暴力に関するKPIは、第5期さかい男女共同参画プラン策定当初から悪化しており、さらなる取組が必要と考えております。

それでは、2ページ目下段の基本方針ごとの進捗状況、課題になります。基本方針1では、市の管理職の女性比率や女性の就業率等未達の指標もあり、継続的な取組が必要と考えられます。基本方針2では、固定的な性別役割分担意識について改善は見られたものの、男女の意識差も見られるため、さらなる意識改革が必要と考えております。基本方針3では、地域の防災活動における女性の参加率低下や、自殺死亡率の増加など、課題が継続し、改善に向けさらなる取組が必要と考えます。基本方針4では、配偶者や交際相手からの暴力に対する相談窓口の認知度は向上したが、DV被害者の「どこ（だれ）にも相談しなかった」の割合が悪化するなど、相談体制や被害者支援、予防啓発の強化が求められています。

続いて、3ページ、次期さかい男女共同参画プランについてです。この計画では、現行の第5期プランの目的及び基本理念、計画の位置づけを継承しつつ、令和9年度を始期とする5年間を計画期間とする予定です。次期プランでは、第5期プランの進捗状況等を踏まえつつ、昨今の社会構造の動向、法改正、先日閣議決定されました第6次男女共同参画基本計画等も踏まえ整理したいと考えております。

まず、社会構造の動向としては、人口減少・高齢化の進展があります。年少人口比率・生産年齢人口比率は低下傾向、高齢者人口比率は上昇傾向で推移する見込みです。また、高齢者単身世帯率も増加傾向で推移、就業構造の変化や働き方の変化ですが、共働き世帯数は専業主婦数の3倍以上、女性の就業率は上昇し、女性の正規雇用比率は20代後半をピークに、その後は右肩下がりとなるL字カーブを描いております。

続きまして、国の主な動きですが、令和7年6月の女性活躍推進法の改正では、女性の職業生活における活躍推進は女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が、法の基本原則に明確化されました。令和7年6月、独立行政法人男女共同参画機構法及び男女共同参画社会基本法一部改正では、男女共同参画センターの機能強化等が示されております。

様々な暴力に関する法改正としまして、令和5年5月の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の改正では、精神的DVも保護対象に追加など、令和5年6月の刑法等の改正では、強姦性交等罪は「不同意性交等罪」に、性交同意年齢が16歳未満に引上げ等、令和6年6月には、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）を成立し、教員等による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務づけるもので、施行は本年12月を予定されております。

また、令和7年12月には、ストーカー規制法が改正され、紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等の規制等、性暴力・DVの対策強化がされております。

このことを踏まえ、第5期プランの基本方針ごとに明らかとなった課題から、次期プランにおいて取り組むべき事項等を、資料のとおり整理いたしました。これまでの取組をさらに進めるものや法改正等を踏まえ、新たに取り組むべき事項等を整理しております。

最後に、次期プラン策定に関する今後のスケジュールについて御説明いたします。

6月頃に施策体系の取組の方向性を作成した骨子案の検討を進めます。その後、9月頃に計画案の検討を行い、12月から翌年の令和9年1月にかけて、市民の意見を聴取するパブリックコメントを実施します。令和9年1月には、パブリックコメントの結果報告と修正案の最終審議を行い、市長へ答申の上、計画を策定する予定です。

つきましては、来年度本審議会は、令和8年度6月頃、9月頃、令和9年1月頃の3回審議会を実

施する予定でございます。

以上が、案件（1）次期さかい男女共同参画プランの策定についての説明になります。

皆様には、次期さかい男女共同参画プランでの取り組むべき事項等について御意見を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○内藤会長 ありがとうございました。前回の会議で審議しました第5期プラン、現時点の進捗状況や法改正等の男女共同参画を取り巻く状況の説明が、事務局からございました。

本審議会では、諮問書のとおり、本市の男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定に当たり取り組むべき事項について、意見を求められております。

つきましては、資料にも「取り組むべき事項案（課題）」として、3ページ目で提示されたものがありますが、次期プランに盛り込むべき取組や考え方等を中心に御意見をお伺いします。

質問については、一問一答でお願いしたいと思います。なお、会議運営上の都合もございまして、御質問、御回答は端的にお願いいたします。

それでは、大島委員、お願いいたします。

○大島委員 御説明があった資料の中で、例えば指標で市の審議会等委員の女性比率の達成や市の管理職の女性比率も未達であっても向上はしている。しかし、市の管理職の女性比率や、審議会等委員の女性比率にこだわるのは理解できるが、公の仕事ではなく、民間企業がどうなのか。それを向上していくことも必要だと捉えてよいのか。

調べたところ、日本の上場企業等では、女性管理職の割合はまだ10%ぐらい。例えば役員全員が男性という企業が半数ぐらいある。確かに市では進んでいるが、民間企業等ではどうなのか。その部分も、例えば堺市の企業に働きかけるといったことをもっと積極的にやっていかないといけないのかなど。堺市の職員の状況は向上しているが、そのことを感じた。

○内藤会長 ありがとうございます。今の御意見に対して、事務局から御回答ございますでしょうか。

○永木部理事 貴重な御意見ありがとうございます。市の中での管理職比率、審議会等委員の女性比率の向上はありますが、市内企業等でも取り組むべきではないかという御意見を頂戴しました。

市内企業の管理職の女性比率の数値の把握は実情としては難しいと考えますが、女性活躍推進におきまして、様々な観点での事業を実施しております。そのことを含め、次の計画にどのように反映できるかということを検討していきたいと思っております。

○内藤会長 ありがとうございます。大島委員、よろしいですか。

○大島委員 はい。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○内藤会長 では、ほかの御意見、いかがでしょうか。

大井委員、お願いします。

○大井委員 大島委員がおっしゃったことで民間ということ、これが一番社会の中では大きな層を占めているので、そこで（女性管理職比率の向上等）実現できないと、結局社会全体がなかなかよくなっていない。率先してまず市町村とか公がやっていくが、一番気になっているのが給与面です。経験上、経済的に困難な家庭は母子家庭と思われる。理由として、同じ時間働いても男女で賃金差があって手取りが少ない。だから、母一人で子ども3人を養っていくと大変です。公の助成金を受けておられたが、少しでも稼ごうと思ったら働いている時間はすごく長くなる。そうすると、子どもが放ったらかしになる。子どもたちはおなかが空いていても、なかなか晩御飯が食べられない。

というように、家庭生活全部が影響することもあることから、男女賃金の格差を是正していくという方向性はとても大事なかなと思っています。

○内藤会長 御意見ありがとうございました。事務局から回答ございましたら、お願いします。

○安澤職員 貴重な御意見ありがとうございます。

堺市の男女共同参画に関する市民意識・実態調査の中でも、実際に個人の収入及びパートナーの収入をお聞きする項目がございます。前回調査に比べ、男女での賃金差は改善されております。

また、女性活躍推進法の中におきましても、事業所の規模によって男女の賃金差等を公表しなければならないといった義務づけがあるように、改善に向けた国の動向もございます。

○内藤会長 ありがとうございます。賃金の男女差は日本では大きいので、行政としてどのように改善に向けた取組を進めていけるのかが、次の課題になってくると思いました。

ほか、御意見いかがでしょうか。池辺委員、お願いいたします。

○池辺委員 御説明ありがとうございます。資料の3ページ目の計画策定スケジュール一番下に、次世代の方の意見もこれからお聞きするというので、市内の高校生を対象にしたアンケートを実施すると書かれております。すごく良いことだと思いますし、私たちだけではなくこれからの世代を担う子どもたちの意見を、もちろん反映してほしいと思いますが、なぜ高校生なのかと思いました。

私自身も子どもがおり、20歳を超えて社会人として働いていますが、もう自分の子どもたちが高校生ぐらいのときに話をしたとき、既にその時代から少しずつジェンダーに関する教育は、私の時代とは違って進んで取り組まれており、授業に反映されていた。子どもたち自身も私よりかは色んな人がいて当たり前だということを少しずつ言っていた。教育がちゃんと行き届いてきているなというのは思っていたが、やはり社会に出ると、実際は男社会みたいなのを感じ、少しもやもやとしているところはあると思う。そういうこれから大学生や社会に出る子どもたち、若い世代の人たちの意見も、社会に出たら今まで習っていたことと現実のギャップを

感じるところも出てくると思うので、できれば高校生ではなく本当に今の20代、できれば高校生、そういう意識が出てきた子どもたちの意見をもっと反映していただくことができればなと思いました。

○内藤会長　ありがとうございます。事務局は、いかがでしょうか。

○脇田課長　御意見ありがとうございます。

まず、市民意識・実態調査について、18歳以上の方を対象としており、18歳以上の方の御意見をお伺いしました。高校生につきましては基本的に対象外になっておりますので、そのような観点から高校生を対象としたアンケート調査を実施させていただきたいと考えているところです。

○内藤会長　堺市で、これまで高校生にはアンケートを取ったことがなかったということですか。

○脇田課長　イベント等におきまして個別のアンケートを聴取したことはありますが、こういった形で別途男女共同参画に関するアンケートは実施しておりません。

○永木部理事　補足させていただきます。

先ほど委員さんからも御意見がありましたように、高校生を対象としました理由につきましては、今課長から御報告したように、市民意識・実態調査自体が18歳以上というところもございました。それに加えて、高校への進学率がほぼ100%に近づく中高校生活は全ての若者が経験する社会への入り口になっていると考えています。高校生活は学びの場であると同時に、進学や就職といった将来の選択に向けて、自らの価値観や生き方を見つめ直し、社会の一員としての自覚を育む場であり、社会の接点を持ち始める重要な時期でもあります。子どもたちの意見というのは非常に重要なことと考えておりますので、今回市内の高校生に御意見をいただいて反映していきたいと考えております。

○内藤会長　ありがとうございます。今の池辺委員の御意見、重要だなと私も思いました。高校生を対象を広げるということですが、もっと低年齢の、小学校高学年、中学生といった対象にもアンケートを実施しようと思えばできると思います。その回答から、10代の子どもたちにとっての課題、例えばデートDVや、スマートフォンの使い方などは、本当に現実的な問題としてあるだろうと考えられます。ほかにも、子どもにとって家庭の中で親が性別役割分担に基づいて家事等をやっているかやっていないかなど、小さい頃からのジェンダーに対する意識がどのように育まれているのか等がわかると、行政としてアプローチの幅も広がるのではないかと思います。

18歳以上であれば大学生は含まれると思いますので、高校生を一度アンケート対象にして、もし余力があればもう少し低年齢の子どもも対象に考えてみるのも良いのではないのでしょうか。

では、大井委員、お願いいたします。

○大井委員　学校制度で小学校、中学校、高等学校、大学といった決め方のアンケートであれば、いろんな悩みを抱えている子どもの声が出てこないと思う。高校へ行っていないけど働いている、引き籠っている

とかが見えてこない。彼らの方がこういう問題については大変な体験をきつしていると思う。

だから、学校へお願いするのではなく、一般市民意識調査みたいに何歳のこどもにという形ではアンケートが良いと考える。

○内藤会長 事務局、お答えできそうでしょうか。

○脇田課長 我々は男女平等などの施策に資するようなアンケート調査をさせていただいております。大井委員、御指摘のような項目につきましては、本市の施策にどういった形で反映できるのかを踏まえ、今後検討してまいりたいと思います。

○内藤会長 ありがとうございます。

オンラインの方も御意見がありましたらよろしく願います。

じゃあ、櫻井委員、願います。

○櫻井委員 聞こえますでしょうか。

○内藤会長 大丈夫です。

○櫻井委員 お世話になっております。ファザーリング・ジャパン関西、櫻井です。

資料1の取り組むべき事項案についてですが、ここ5年ぐらいで男性の育休取得率が上がっておりまして、男性も家事、育児に深く関わるようになってきている現状の中で、男性の生きづらさというところも出てきているかなと肌感覚でも感じています。

特に、男性も子育て、家事一緒に夫婦でしていて、そのことはとても素晴らしいし、楽しいということもよく聞いています。しかしながら、やはりどこかに男性は稼がなければいけないという見方がまだまだ根づいております。子育て、家事もしながら同時に、男性は稼がなければというところがまだまだ社会の風潮の中であって、今まで以上に生きづらさを抱えた男性が増えてきているということも感じております。その点についても少し検討いただけたらと考えます。

○内藤会長 ありがとうございます。今の御意見に対して、事務局のほうから何か御回答ございますか。

○安澤職員 貴重な御意見ありがとうございます。前回の審議会でも稼ぐという観点におきまして、御意見をいただいたかと思えます。今回の意識調査の中でもそういった結果は出ております。国の計画においても稼ぐという観点におきまして、まだまだ役割分担意識が残っているというところは課題として挙げられております。その点を踏まえ、今後検討してまいりたいと思います。

○内藤会長 櫻井委員、ありがとうございます。

加藤委員、願います。

○加藤委員 取り組むべき事項案としたときはこういう書き方にならざるを得ないのかなと思いつながら、若年層の性被害の未然防止の取組強化。性被害に関しては、未然防止じゃなくて、被害があった後のこと

も取り組む必要があると考える。

何日か前にも、赤ちゃんを庭に埋めた中学生という話もあった。毎年毎年そのような事件があって、その子が逮捕されるって、どうかなって思う。考え方そのものをもう少し抜本的に変えていかないといけないのかなと考えている。

例えば、その子の場合、ネットを見る限り、あの事件に関してその女の子が悪いという意見は少なかった。昔はその意見ほうが多かったが今はその意見は少なくなった。その子のケアをどうするんだとか、彼女一人で妊娠できるわけじゃないから相手は捕まえないのか、という意見が多くなっているのだから随分変わってはきていると思う。

でも、基本的にいつも、前にホテルで産み落としたという事件もありましたが、あれも女の子のほうだけ逮捕されている。なので、未然の取組防止では駄目なんじゃないかと。やはり要するに、被害に遭った人の保護やケア、そういうことをもう少しやっていかないといけないかなと思っております。

それともう一つ、あまり表に出てきてないSNSによる性被害。そういうものも未然に防止ができない。やってしまった後に問題として起こる。SNSの適切な使い方についても、もう少し光を当ててもいいのかなと思います。

○内藤会長 貴重な御意見ありがとうございます。事務局から、御回答ありますでしょうか。

○永木部理事 貴重な御意見ありがとうございます。こちらで書かせていただいております取り組むべき事項はこれだけということではなく、先ほど全体の御説明をしましたように第5期プランで取り組んできたものを継承しつつということもございます。DV計画も含む本プランにおきましては、暴力の根絶と被害者支援ということで、暴力を許さない意識の醸成、相談体制の整備、被害者の安全確保の徹底、被害者の自立支援、生活支援、こどもへの虐待防止等、様々な取組を行ってまいりました。引き続きそのような項目は重要かと考えております。

御指摘いただいております若年層という部分を上げさせていただきましたのは、御意見ありましたように、SNSでの被害が増えていることや、国においても4月が若年層の性犯罪被害防止月間という位置づけて取り組まれております。被害に遭った人へのケアも重要ですし、傍観者にも被害者にも加害者にもならない未然教育というのはやはり重要ではないかと考えております。つきまして、その点を強く打ち出してくべきではないかというところで若年層の性被害の未然防止の取組強化と記載した次第です。

○内藤会長 ありがとうございます。

柏原委員、お願いいたします。

○柏原委員 失礼します。聞こえますでしょうか。

○内藤会長 はい、大丈夫です。

○柏原委員　今までの御意見を聞いておまして、二つ思いました。

まず、先ほどの性被害についてなんですけど、学校現場、やっぱり起きてしまっています。それは、こどものスマホの所持率がとても増えたこと。それと、各学校にICT機器、今年度はiPadですけど、そういうものが配置されてこどもの教育にはすごい役立っている。有効活用できているものではあります、報道等にあるように、それを活用して逆にこどもの心を傷つけてしまっている。いじめであったり性被害ということが起きてしまっているのも現状です。

来年度から、堺市教育委員会の方針として、例えばNTTドコモとかauとかそういう携帯会社によるSNSの活用方法というのを、各学校必ずやるというところで、市教委としても強化に乗り出しておりますので、その対応が今手厚くなっているのかなというところは痛感します。

しかし、一度それが起きてしまうと、先ほどの御意見にもあったように動画拡散というところで、もう学校現場では止められないという現状もありますし、やはりスマホを与えているのは保護者というのも一面ではありますので、保護者の意識が与えることによってこういうことを招くかもしれないという危機感も含めたスマホ管理になっているのかなというところが危惧されるころではあります。これが1点目です。

2点目、男性育休の数値が上がっているというところは、教育現場としても感じております。男性育休のみでなく、子育てに対する特休の取得もかなり上がっておりまして、現場、職員室としても休暇等の受入れが当然のような空気になるほどになっております。でも、まだ取得される先生の中には、やっぱり「すみません」が第一声としてはついてくるものもありまして、今は男性育休を取るということになれば人がいなくなるというのが付随してきますので、代わりの講師の方が不足している。なので、「そこも事情は分かっているんですけど、すみません、家のこともあるので取らせてください。」と。本来であれば気持ちよく取得させたいというのは当然なんですけど、そういう背景もありましてなかなか意識の中では取りづらさというのものもあるのかなと思います。

教育現場では数値としては上がっているけど、いろんな業種によってはそれぞれの背景があると思いますので、取得ができなかった方の原因や背景を焦点に当てるのも一つなんじゃないかなと思いました。

○内藤会長　ありがとうございます。今、二つ意見が出ましたが、事務局から回答はございますか。

○永木部理事　貴重な御意見ありがとうございます。本プランにつきましては、御意見を頂戴しましたように、性暴力被害への対応としては未然防止や、その後、起こったときの対応がどこまでできるのか、こどもの心に傷を残さないように取組を進める必要があると考えております。

本プランにつきましては、男女共同参画基本計画、DV計画、女性活躍推進の3点を含んでおりますので、いただきました御意見を反映して、あくまで当課だけではなく、様々な庁内関係部局とも連携し、取り組んでまいりたいと思います。

○内藤会長　ありがとうございます。おっしゃったとおり、担当部署だけでやるものではなく、教育の話も関

わってきていましたし、関係部局と連携しながら取り組むということが求められていると感じました。

島尾委員、お願いいたします。

○安澤職員 内藤会長、今チャットで島尾委員より御意見を後ほど申し上げますということでご連絡をいただいておりますので、先に進めていただけたらと思います。

○内藤会長 承知しました。チャットで島尾委員から御意見ございましたら、こちらで代読という形にさせていただきます。

大島委員、お願いいたします。

○大島委員 先ほどSNSの話がありましたが、小学生、中学生、高校生と日常接する仕事をしておりますが、SNSの利用は、低年齢化している。先ほど若年層にアンケートをとった話もありましたが、私は小学校高学年や中学生から意見をもらえるのであればもらうべきだと思います。

それは、そもそも情報を子どもたちが何で得るかということ、大人から話を聞いて教えてもらうとか、お父さん、お母さんから聞くというよりは、SNSとかユーチューブ等の媒体を自分で探し、それを介して知ることが多いです。

例えば相談するのも何するのもチャッピー（ChatGPT）に相談する。回答を求めるのもAIに求める。中学生はそれがもう当たり前になっている。資料の表中に基本方針の3で自殺死亡率の割合が上がったり、あとその下でDV被害者が誰に相談したかという項目で、誰にも相談しなかったという市民の割合が増えているというのは、人に相談できないと思う。対面で自分の言葉で、相手に自分の気持ちを伝えることや、身近にそれを受け止めてもらえる大人がなかなかいないとか。だから、みんなチャッピー（ChatGPT）に相談し、AIに回答を求める。それを本当にこの1年ぐらいの間にかかなり感じるようになった。

窓口としては、例えば今の若年層の子たちが相談できる窓口が対人なのか、そうではないのかということも観点として置いていかないと、未然に防ぐにもその後のフォローをするにも、全部相手が人間じゃなくて変化している。その点も一つの窓口として体制を整えていくのも必要ではないかと感じています。

○内藤会長 ありがとうございます。貴重な御意見と思われませんが、事務局は回答ございますか。

○安澤職員 若年層の意見聴取ということで各委員から御意見をいただいております。その中で、先日行いました本市での事業の中で低年齢にはなりますが、家族の中での実際洗濯等の家事を誰がしますかということシールで貼って回答してもらうというアンケートは行いました。家庭内で子どもが実際に感じている役割ということを御回答いただいたという結果もございます。

また、今回高校生を対象にアンケートを実施すると資料には入れさせていただいておりますが、本市の事業の中で小中高大といった各学校を対象に、デートDV等予防出張セミナーを実施しております。その中でデートDVや性暴力についての予防啓発を行っており、あわせて相談窓口の周知も研修の中で行ってお

ります。この事業のアンケートを今後意見聴取の活用も検討できればと思います。

○内藤会長 ありがとうございます。

島尾委員がチャットに御意見をくださっていますので読み上げます。男女共同参画センターの機能強化についてですが、自治体によってはスタッフの多くが非常勤で劣悪な条件で働いていると聞いております。センターの強化にはスタッフの労働環境整備が必要不可欠と考えます、ということです。事務局、御回答はいかがでしょうか。

○脇田課長 御意見ありがとうございます。本市におきまして、男女共同参画センターは令和5年度から指定管理者制度を導入しており、それ以前は市の直営で行っておりました。労働条件等につきまして、指定管理者からの報告書等で確認をさせていただきながら、適切に業務を行っているところです。

○内藤会長 ありがとうございます。事業の実施にあたり、その人たち自身の生活も当然関わってくるので、その観点においても目配りが必要ではないかという貴重な御意見だったと思います。ありがとうございます。それでは、今の審議を元に次期プランについて検討をお願いいたします。

次第3の報告事項に進みます。男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書について、事務局から説明をしてください。その後、御意見、御質問をお願いいたします。

○安澤職員 それでは、報告（1）男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書について御説明いたします。お手元の資料2を御覧ください。オンラインで御参加の方、画面共有を御覧ください。

前回の審議会におきまして、速報版としてお示した内容を踏まえ、最終報告書に向けて追加した内容と現状課題について、御報告いたします。

まず、前回の審議会で御意見をいただき、追加した内容について、御説明をさせていただきます。

問20、望まない性的行為の被害に関する設問について、被害内容を問20-1、被害に遭った場所を問20-2、加害者との関係性を問20-3、それぞれ組み合わせたクロス集計を追加し、資料に反映しております。該当の資料ページは、3ページと4ページになります。

その結果としまして、被害内容で最も件数の多い痴漢については「乗り物」が69.8%、路上が29.9%と多く、不同意性交等または不同意わいせつ行為については、「家・共同住宅エレベーター」が42.6%と最も多い結果となりました。また、加害者との関係では、痴漢は「全く知らない人」が92%、不同意性交等または不同意わいせつ行為は「親族・友人・顔見知り」が61.7%と多い結果となりました。この追加により、被害の特徴や加害者との関係性がより明確になり、課題の把握に役立つ形となりました。

次に、調査結果を踏まえた現状と課題について、御説明させていただきます。

こちら、資料には記載はございませんが、現在作成中の報告書におきまして、全体の調査結果から見る主な現状と課題について、巻末に掲載予定でございます。口頭ではございますが、御説明させていただきます。

ます。

まず、今回の調査におきまして、回答者の特徴は、男女の学歴格差が大きい、個人収入の男女間格差と勤務形態の違いが大きい、高齢女性の一人暮らしが多いという3点の特徴がございました。この特徴につきましては、前回調査と同様の特徴となっております。

次に、男女共同参画社会に関する意識と現状・課題につきまして、男女の役割や地位に関する意識は、全体としてジェンダー平等意識が前回調査より進展しておりますが、男性の女性優遇感が若年層を中心に増加するなど、若年層に新しい傾向が見られました。また、家事、育児、介護時間の分布からは、生活実態は依然として性別役割分業に基づいており、意識と実態のギャップは女性に顕著であるという結果になりました。

次に、地域の安全に関する意識と課題につきまして、防災活動への関心は高い一方、地域活動への参加意欲は、参加経験の有無にかかわらず、前回調査と比較し低下しております。また、安全面では、夜間の外出等に不安を感じる割合が女性で高く、男女間での差が見られました。

最後に、ジェンダーに関する暴力につきまして、暴力に関する知識・認識は浸透しつつありますが、被害経験は女性に多い傾向は続いております。相談については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が男女とも多く、特に男性では、相談につながりにくい状況が顕著です。相談しやすい環境づくりや相談窓口の周知等が必要と考えております。

以上が、簡単ではございますが、調査結果を踏まえた現状課題になります。

こちらの調査結果を踏まえ、次期さかい男女共同参画プランの策定に生かしたいと考えております。

以上が報告（1）男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書についての説明となります。

○内藤会長 ありがとうございました。今、詳しく話をしてくださった内容は、速報という形での説明でした。

もし御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

池辺委員、お願いします。

○池辺委員 今出てきた課題を元に骨子案を考えていきたいと思います。若年層の世代で男性より女性に優遇感が出て感じ取られるということがある。私自身も、女性の優遇が大きいなと思うときはある。

骨子案の作成に当たって、男性目線、女性目線両方が必要と考える。女性の立場を強調するのではなく、男性の意見も盛り込んだ双方にとって平等な内容であってほしいと思うので、委員の方も双方平等に参加委員を考えていただきたいなと思います。

○内藤会長 ありがとうございます。ほか、御意見ありましたらお願いします。

性暴力被害について尋ねる表もクロス集計をしたとのことでした。2ページ目の資料を見ると、性暴力でも

圧倒的に痴漢が多く、前回は内容がよく分からないという話をしていたと思います。クロス集計されることで、不同意性交等罪等と痴漢を分けることができ、場所や加害者との関係がより明確になったというデータ修正の話だと思います。これは、とても良かったと考えております。

ほか御意見等ございませんか。

それでは、以上で第49回堺市男女平等推進審議会を閉会いたします。